

# 日本の伝統文化を考える

## 広島藩のサムライ・情報イノベーション

### ―色紙を用いた独創的な伝達システム―

広島大学大学院 人間社会科学研究科 人文学プログラム博士前期課程2年

石川 良枝

## 目次

梗概	35
はじめに	35
第I章 文献資料からみる広島藩の「紙」	36
↳「淡茜色」の公用紙の登場	
(1) 研究対象とされてこなかった「紙」	36
(2) 藩の規定からみる紙の用途と格式	37
(3) 紙の寸法と公用色の規定	38
第II章 料紙調査が明らかにする広島藩の公用紙	40
↳「諸口」「半紙」はどのような紙だったのか	
(1) 「諸口」「色諸口・白諸口」の調査結果	41
(2) 「半紙」「色半紙・白半紙」の調査結果	44
第III章 紙の「記号化」と情報の「可視化」	45
↳大量の文書を捌くインフラ整備	
(1) 色諸口・色半紙の用途〔下達文書〕	45
(2) 白諸口・白半紙の用途〔上申文書〕	46
第IV章 デジタル化社会へ向かう現代にあつて	47
↳広島藩の「紙」が示唆するもの	

## 梗概

西国の大藩である広島藩は、享保年間（1716～1735）に、家中で使用する用紙を藩内で生産する「諸口紙」と「半紙」に定めた。さらにそれらの一部を「淡茜色」に染め、藩の公用紙としたのである。これによって、藩からの下達文書は「淡茜色」、家臣からの上申文書は白色（無染色）となり、文書の発給者と伝達の方向が色によって識別可能となったのである。

また、文書の内容に応じて、紙の形状（縦紙・折紙・半切紙・付箋など）や文書の包み方を細かに変え、紙がある種の「記号」として用い、情報の重要度を「可視化」とするという、優れたシステムを創出した。その結果、広島藩は廢藩置県に至るまで、その膨大な行政文書を、2色に分けられた「色諸口紙」「白諸口紙」「色半紙」「白半紙」という、たった4種類の紙で作成したのである。

本稿は、広島藩が2色の紙によって構築した、文書の精緻な情報伝達システムについて、筆者の現在の研究成果をまとめたものである。広島藩のサムライたちは、「刀の時代」から「紙（文書）の時代」へと、社会の大きな変化に果敢に対応し、紙によって情報伝達システムに革新（イノベーション）をもたらした。

その独自の情報システムの検証と評価は、「紙の時代」か

ら「デジタル化の時代」へと大きく舵を切る我々の社会にも、様々なことを示唆している。

## はじめに

近世広島藩は、戦国時代の猛将・福島正則の改易後、元和五年（一六一九）に浅野氏が入封したことにより、実質的な成立をみる。以来、明治四年（一八七二）の廢藩置県に至るまで、二五〇年余の長きにわたって浅野氏がこの地を治めた。温暖な瀬戸内海沿岸部を中心に、米作以外にも木綿・藺草・塩・牡蠣・海苔などの生産が盛んに行われ、内陸部では製鉄業、製紙業のほか、麻苧・材木・炭・煙草生産が発達した。安芸国と備後国の一部を合わせた計四二万六〇〇〇石余、中国地方最大の豊かな藩であった。

このように、北は中国山地から南は瀬戸内沿岸まで及ぶ大藩の経営は、決して楽なものではなかったろう。江戸時代も元禄期になると文書の量が飛躍的に増大し、戦国の世のように武力で治めるのではなく、「文治」の時代となった。藩主が発給する文書から、末端の村々へ通達される文書に至るまで、紙の使用量は増加の一途をたどったと思われる。しかしながら驚くべきことに、この大藩の行政文書を主として担ったのは、「淡茜色（うすあかねいろ）」と白色（無染色）に分

けられた、「諸口（もろくち）」と「半紙（はんし）」というたった二種類の紙だったのである。

本稿は、この広島藩が二色の紙によって「可視化」した、公文書の精緻な情報伝達システムについて、筆者の現在の研究成果をまとめたものである。我々の社会がペーパーレス化へと向かいつつある現代にあつては、このような話題はもはや時代おくれであるかもしれない。しかしながら、「紙」という素材を用いてサムライたちが創り出した、情報伝達の画期的なアイデアからは学ぶべきことも多い。

以下、第Ⅰ章では藩法により、広島藩の公文書用紙（以下、公用紙とする）の寸法や色、用途がどのように規定されたのか文献資料をもとに概観する。次に第Ⅱ章では、この公用紙が実際どのような紙質であったのか、光学機器を用いた料紙調査をもとにその特徴を明らかにしていく。そして第Ⅲ章では、この二色・二種類の公用紙が、それぞれ藩行政でどのように機能していたのか、具体的な事例を挙げていきたい。そして第Ⅳ章では、それらから得られた知見が、我々の社会に何を示唆するのか考察していく。

## 第Ⅰ章 文献資料からみる広島藩の「紙」 ↳「淡茜色」の公用紙の誕生↳

### (1) 研究対象とされてこなかった「紙」

筆者は平成二十九年（一九九六年）から四年間、広島市の頼山陽史跡資料館において、「広島頼家関係資料」の悉皆調査と目録作成に従事した。初代当主の頼春水が藩の高名な儒者であり、末弟の頼杏坪は三次奉行などを務めた官吏であったことから、同資料には藩庁内で作成され、授受された様々な公文書が残されている。それらの中に薄赤色の文書が多数あり、一体何を意味するのか、調査当初から大変不思議に思っていた。

そこで、広島藩内で生産されていた紙を調べたところ、『広島県史近世Ⅰ』に「享保六年（一七二一）には公用の半紙・諸口・（及び両種の…筆者注）半切紙の色を淡茜色に着色させることとし」とあり（注1）、薄赤色が藩の公用紙の色（以下、公用色とする）であることを初めて知ったのである。もちろん、県内の研究者の間では経験的に、この「淡茜色」の紙が藩の公用紙であることは認識されていた。しかしながら、公用色に染められた「半紙」と「諸口」はどのような品質の紙であったのか、また、それらはどのような用途に用いられたのか、そして白色の紙とはどのような区別があったのかなど、同書の記述以上に、真正面から取り組んだ研究がなされ

ることはなかった。

これは他藩の研究でもほぼ同様である。將軍からの「御内書」に用いられる「壇紙(だんし)」や、幕府の「老中奉書」の「奉書紙(ほうしょし)」という高級紙では、近年研究が進展しているものの、各藩で通常の行政文書に使用された紙に関して、体系だった研究事例は皆無であるのが現状だ。これは、紙の品質調査を行える研究者が少ないこと、したがって各地の紙の名称を特定するのが困難であることが理由として挙げられる。そのような中、広島藩の場合は、二種類の紙を公用紙として染色したことが、幸運にも紙の特定を可能にしたのである。

では、文献資料をもとに、広島藩の公用紙の歴史を紐解いていきたい。

## (2) 藩の規定からみる紙の用途と格式

本項では通達や触書などの藩法から、まず、紙の使用規定がどのようなであったか見ていく。

管見では享保三年(一七一八)正月に、家中における最初の紙の規定「諸役所の料紙使用につき定」(参考資料1)が出され、授受者各々の身分、文書の内容に応じ、「杉原(すいばら)」「諸口」「半紙」という三つの紙種の使い分けを細かく指示している。また、同十一年(一七二六)十二月には

「諸用紙の使用に関する達」(参考資料2)も出された。この通達によると、諸口紙は諸切手・証書類といった重要文書の用紙に指定された一方、半紙は包紙や、重要度の低い「当分書付」類の用紙となっている。これらをまとめたのが表1であり、次の三点を指摘できる。

① 「杉原」は上への特別な場合(献上・安否伺い・祝儀)に使用され、通常の家の中の家書や、藩の公用紙には用いられないことから、「諸口」「半紙」より格の高い紙と理解される。

② 家中の者が通常、公務や手続きで使用できる紙は「諸口」「半紙」の二種類である。江戸・京都・大坂藩邸勤務の者はもちろんのこと、他国在住の家中の者に対してもこの規定が適用される。

③ 「諸口」は通常の公用紙の他、諸勘定物・諸目録・諸切手・諸証文・願書類といった長期保存すべき重要な文書記録類に使用される。これに対し「半紙」は、家中の書状用紙としても用いられるが、「覚書」や「差添口上書」といった副次的な文書や、「包紙」「当分の書付」という重要度の低いものに使われる。すなわち「半紙」は「諸口」より格下の紙であると位置づけている。

右の三点を踏まえると、紙の格式は上から「杉原」「諸口」「半紙」の順であり、文書内容の重要性に応じて、紙の使い

分けが明確に定められていたといえる。

(3) 紙の寸法と公用色の規定

次に、紙の寸法および公用の「淡茜色」はどのように定められたのか、その過程を年代順に追ってみたい。

まず、享保三年に成立した「広島藩御覚書帖・十九 諸紙類」(注2) のうちに、藩の紙蔵へ納める「杉原」「諸口」「半紙」などの紙の種類や寸法、一カ年の出来高、藩内の産地が記載される。ただし、この時点では色に関しての記述はない。

そして、三年後の享保六年、『芸藩志拾遺六・製紙』(注3) に拠ると、「即ち享保六年、官の用紙は淡茜色に着色製出せし〔半紙・諸口紙・及両種の半切紙〕むる者と紙幣の用紙とにして、之を製造するに当たりては紙蔵所へ特に職工を雇入して之に従事せしむる所なり」とあり、藩が「半紙」と「諸口紙」、そして両種を横半分<sup>かみすき</sup>に裁断した「半切紙」を初めて公用色に染めたことがわかる。

その後、楮<sup>こうぞ</sup>の抜荷<sup>ぬけ</sup>に手を焼いていた藩は、文化八年(一八一)七月に代官より各郡へ楮の取引を嚴重に取り締まるよう布令すると同時に、楮栽培の一層の奨励と、従来の諸紙寸法の徹底を左の通りに、改めて各郡中紙漉所<sup>かみすき</sup>に指示した(以下、文化八年定寸表とする)。

	通常の役人の「書通料紙」	大坂・京都・江戸勤務の家中役人への「用之書状」	大坂・京都・江戸勤務の家中役人への「用之書状」	家中の者ども「願出」	家中の他家の書状	通常上のへ通住者の書状	家老たち自用に付、家来から役人への書面	上へ献上物・安否伺い・祝儀の際の書状
諸口紙	○	○	○	○	○	○	○	×
半紙	× (ただし覚書は○)	× (ただし覚書は○)	○	× (ただし差添口上書は○)	○	○	○	×
杉原紙	×	×	×	×	×	×	×	○

	他所の一家・親類・縁者への書通	江戸・大坂・京都・他国者への書状	市中での用途
諸口紙	○	○	諸勘定物・諸目録・諸切手・諸証文・願書類
半紙	○	○	封じ上包紙・当分の書付
杉原紙	○	○	-

表1 広島藩家中の紙の規定

【紙楮取扱いに関する御紙蔵の触書】（注4）

御紙蔵諸紙定寸之覚

一大広奉書	天地壹尺四寸五分	横壹尺九寸五分
一新奉書	竖壹尺三寸式分	横壹尺八寸五
一大奉書	同壹尺式寸五分	同壹尺七寸三分
一小奉書	同壹尺壹寸式分	同壹尺六寸
一流溜瀉大杉原	同壹尺壹寸式分	同壹尺六寸
一同中杉原	同壹尺 五分	同壹尺五寸
一尺長	同壹尺八寸五分	同式尺四寸八分
一大長	竖壹尺壹寸六分	横壹尺七寸四分
一中長	同壹尺五分	同壹尺六寸
一障子紙	同 九寸五分	同壹尺五寸式分
一封紙	同 九寸式分	同壹尺三寸八分
一海田紙	同壹尺 八分	同壹尺五寸壹分
一字田紙	同壹尺 五分	同壹尺六寸五分
一色諸口・白諸口	同 九寸七分	同壹尺五寸五分
一御用半紙	同 七寸七分	同壹尺壹寸六分
一色半紙・紙切		
半紙・白半紙	同 八寸三分	同壹尺壹寸六分
一御用小半紙	同 六寸式分	同 九寸
一小半紙	同 六寸六分	同 九寸式分
一小形小半紙	同 五寸八分	同 八寸六分

一和半紙	同 七寸	同 九寸七分
一勝木紙	竖壹尺 三分	横壹尺六寸三分
一仙過紙	同壹尺 八分	同壹尺四寸六分
一小諸口	同 八寸八分	同壹尺三寸
以上		

未七月 御紙蔵

この通達では、諸口紙と半紙に各々はつきりと、「色諸口・白諸口」、「色半紙・白半紙」という色の違いがあることが確認できる。これ以降、紙の寸法や色に関して新たな規定はなく、幕末に至るまで変更はなかったと思われる。そして明治四年（一八七二）の廢藩置県によって藩の紙蔵は廢止となり、「淡茜色」の公用紙は姿を消した。

現在、藩の重要な用紙であった諸口紙について、『精選版・日本国語大辞典』は「生漉（きすき）紙の一種。多く障子紙に用いられた。（後略）」と説明し、『和紙文化辞典』は「安芸（広島県）に産し、主として障子張りに用いられた楮紙。（後略）」と記述する。残念ながらいずれも、諸口紙は障子紙であったという認識にとどまる。

けれども、実際は障子紙どころではなく、諸口紙を中心として家中の紙のシステムが高度に構築されていたことがうかがえる。これまで文献資料から見てきたように、広島藩は享保年間（一七一六～一七三五）に紙の規格や、文書に関する

規定を相次いで整備した。さらに紙に序列を設け、身分格式が重んじられる武家社会で文書をやりとりする際の、格好の「媒体(メディア)」とした。そして特筆すべきは、「諸口」「半紙」の一部を染色し、ひと目で藩の触書や通達類が識別できる「淡茜色」の公用紙を誕生させたことであろう。

では、広島藩で生産された「諸口」「半紙」は、一体どのような紙であったのだろうか。次章では、現存する古文書の中からこの二種類の紙を特定し、その品質と特性を明らかにしていこう。

## 第二章 料紙調査が明らかにする広島藩の公用紙

「諸口」「半紙」はどのような紙だった

たのか

諸口紙は、寛文三年(一六六三)刊の『芸備国郡志』<sup>げいびこくぐんし</sup>に、「居民多製之、世称広島紙者是也(領民は之を多く製造し、世に言う「広島紙」とは是である)。(注5)」と記述があるように、広島藩独自の紙であった。江戸時代を通じて藩内で最も多く生産され、主産地の山県郡・高宮郡のものが特に高品質とされた。

一方の半紙は、文字通り紙を半分<sup>に</sup>切った意味だが、杉原紙の寸延判(縦三五cm×横五一cm)を縦半分にした大きさが

半紙の判型のもととされている。広島藩のみならず、日本各地で縦八寸(八寸三分)×横一尺一寸二分(五分)縦二四(二五cm×横三四(三五cm))を基準として漉かれた。半紙は庶民層の需要に最も応えた常用紙であり、江戸時代の書籍にも重宝され、広く流通した。

さてこの他に、文献資料から得られた情報は次の三点である。

① 「諸口」「半紙」ともに楮紙<sup>こうぞし</sup>であると推定される。藩が原料の楮の栽培を領民に奨励し、他国との楮の売買を禁じる触書を繰り返し出しているからである。

② 先述の文化八年定寸表より、一寸を約三〇mmと計算すると、「諸口」は縦二九二mm×横四六五mm、「半紙」は縦二四九mm×横三四八mmの大きさの紙である。

③ 薄赤色の紙は、「官の用紙として、半紙・諸口紙を淡茜色に着色製出せし」という享保六年の記述から、必然的に「諸口」「半紙」のいずれかである。

右の条件を満たす紙、すなわち「色諸口」あるいは「色半紙」と推定できる紙を、「広島頼家関係資料」の古文書の中に探してみたところ、果たして、これらに合致する夥しい数の公用紙が見つかった。また、文化八年定寸表に拠れば、「色諸口・白諸口」と「色半紙・白半紙」はそれぞれ同じ寸法で漉かれているのが明らかであるから、無染色の「諸口」「半紙」

も同時に特定できることになる。

それらの料紙調査の結果を表2としてまとめた。これに従って、現存する諸口紙と半紙について述べていきたい。

### (1) 「諸口」「色諸口・白諸口」の調査結果

#### 《寸法・形状》

縦の平均値は二八八・八mm（約九寸六分）、横の平均値は四五九・六mm（約一尺五寸三分）である。この寸法は文化八年定寸表に記載される「縦九寸七分×横壹尺五寸五分」と近似し、現存する諸口紙が、ほぼ藩の規定通り漉かれていたことを裏付けた。厚さの平均値は〇・一一四mm、最大値・最小値の幅が少なく均一に漉かれており、中判で中口の料紙と言えるだろう。

形状に特色があり、それは縦に比して横の長さが約一・六倍を測るといふ点である。比較として広島産の紙を文化八年定寸表から三種類示したい。

・中杉原 縦三一五mm×横四五〇mm

〈縦に対する横の比〉一・四三倍

・半紙 縦二四九mm×横三四八mm

〈縦に対する横の比〉一・三九倍

・諸口 縦二九一mm×横四六五mm

〈縦に対する横の比〉一・六倍

このように、諸口紙の縦に対する横の比は群を抜いて高く、横長の料紙であることが諸口紙の大きな特徴と言えるだろう。

#### 《料紙色・抄紙法・品質》

紙色は、無染色の「白諸口」が白黄（クリーム色に近い）であり、杉原紙や奉書紙より白色度が劣ることから、常用紙の範囲にあると言える。「色諸口」はその「白諸口」を「淡茜色」に後染めし、一見して区別することができる。「淡茜色」と一口に言うものの、濃いもの（薄紅色に近い）から薄いもの（ベージュに近い）までばらつきがあるが、共通して赤みを帯びている。日本茜を染料としたかは未詳である。

「白諸口・色諸口」とも非繊維物質や樹皮片、繊維束、ムラは普通から小で、原料の楮の塵取り・洗浄・叩解がよく行われ不純物が少なめである。填料として白で挽いた米粉が繊維の間に観察される。

繊維は縦の方向に流れることから、トロロアオイのネリ剤を加え「流し漉き」にて抄紙された。簀目、糸目とも、肉眼で観察される（写真1）。一寸当たりの簀日本数は、平均一九・五本で、萱簀を用いたと考えられる。紙の裏面に刷毛目が観察され、板干ししたことを示している。質感は、杉原紙のよくな上質で柔らかな手触りはなく、やや硬い。

表2 諸口紙・半紙紙質調査表 (2018年10月30日、2019年3月29日～7月18日)

資料No	紙の種類	繊維判定	資料名	縦mm	横mm	厚平均mm	簧目本数	糸目mm	簧目目立	糸目目立	非繊維物質	樹皮片	繊維束	ムラ	填料・量	硬さ	備考1	備考2
1	色諸口	楮	百代姫様御逝去に付触書	286	461	0.13	15	45	透視	透視	普通	小	小	小	米粉・多	普通	裏面に刷毛目	広島頼家関係資料
2	色諸口	楮	借知緩和に付触書	283	450	0.11	18	45	透視	透視	小	小	小	小	米粉・多	普通	裏面に刷毛目	今中文庫
3	色諸口	楮	若殿様縁談成立に付献上品披露状	292	465	0.1	21	42	透視	透視	小	小	小	小	米粉・多	普通	裏面に刷毛目	今中文庫
4	色諸口	楮	御婚礼祝儀献上品披露状	288	463	0.09	18	50	透視	透視	小	小	小	小	米粉・多	普通	裏面に刷毛目	今中文庫
5	白諸口	楮	木石帳	288	458	0.12	21	42	透視	透視	小	小	小	小	米粉・多	普通	裏面に刷毛目	広島頼家関係資料
6	白諸口	楮	頼様御勤書写	289	460	0.13	24	34	透視	透視	小	小	小	小	米粉・小	普通	裏面に刷毛目	広島頼家関係資料
7	白諸口	楮	婚儀双方申合帳	292	463	0.1	18	51	透視	透視	小	小	普通	小	米粉・多	普通	裏面に刷毛目	広島頼家関係資料
8	白諸口	楮	御役料返納に付伺書	292	457	0.13	21	46	透視	透視	小	小	普通	小	米粉・多	普通	裏面に刷毛目	広島頼家関係資料
9	色半紙	楮	包紙	246	345	0.08	21	49	透視	透視	小	小	小	小	米粉・普通	普通	裏面に刷毛目	広島頼家関係資料
10	色半紙	楮	包紙	249	346	0.08	21	49	透視	透視	小	小	普通	小	米粉・普通	普通	裏面に刷毛目	広島頼家関係資料
11	色半紙	楮	包紙	251	345	0.08	24	42	透視	透視	小	小	小	小	米粉・普通	普通	裏面に刷毛目	今中文庫
12	色半紙	楮	包紙	250	344	0.07	24	42	透視	透視	小	小	小	小	米粉・普通	普通	裏面に刷毛目	今中文庫
13	白半紙	楮	春水日記	248	346	0.07	24	49	透視	透視	小	小	小	小	米粉・小	柔		広島頼家関係資料
14	白半紙	楮	十四畳之間建継諸控	246	347	0.07	24	44	透視	かすか	小	小	小	小	米粉・普通	柔	裏面に刷毛目	広島頼家関係資料
15	白半紙	楮	仕様書覚	247	344	0.07	27	44	透視	透視	普通	小	小	小	米粉・普通	柔		広島頼家関係資料
16	白半紙	楮	逸史御写本萬控	248	342	0.08	24	46	透視	透視	普通	小	普通	小	米粉・多	普通		広島頼家関係資料

【料紙調査の方法】

- ① 料紙の縦横寸法 (mm)、シックネスゲージによる厚さ (mm) の計測 (各辺3ヶ所計測、平均値を算出)。
- ② 簧目本数 (一寸=3cm 当たりの本数) と糸目幅 (mm) の計測。
- ③ 肉眼および100倍の小型顕微鏡による観察、白色LEDライトパネルを用いた透過光観察により、繊維の判定、填料の種類と量、簧目・糸目・刷毛目・板目、非繊維物質や繊維束の観察を行った。

以上を非破壊で実施。

【填料の米粉の量】

相対的ではあるが、杉原紙のように繊維周辺に多量に確認できるものを「多」とし、容易に確認できるが杉原紙ほどではない量を「普通」、それ以下の少量のものを「小」とした。



写真1

透過光による諸口紙の簀目・糸目  
 (「広島頼家関係資料」より)

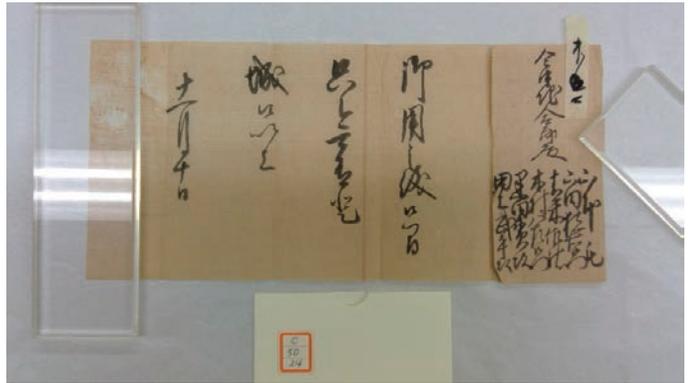


写真2

色諸口・半切紙による「登城命令」  
 (「今中文庫」より)



写真3

藩営材木場の色半紙を用いた領収書  
 (「広島頼家関係資料」より)

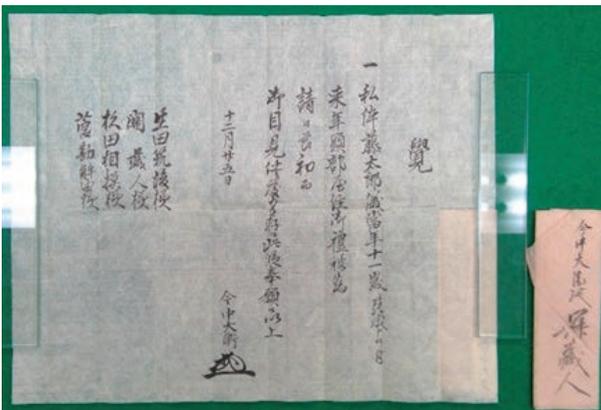


写真4

白諸口・豎紙による家臣の願書  
 (「今中文庫」より)

(2) 「半紙」「色半紙・白半紙」の調査結果

《寸法・形状》

縦の平均値は縦が二四八・一mm(約八寸三分)、横の平均値は三四四・九mm(約一尺一寸五分)であった。厚さの平均値は〇・〇七五mmである。半紙も、文化八年定寸表の値である「縦八寸三分×横壹尺壹寸六分」と近似することが確認できた。色半紙・白半紙ともに、形状も厚さも江戸時代の半紙の標準的な範囲内であり、薄口で小判の紙と評価できる。

《料紙色・抄紙法・品質》

紙色は、無染色の「白半紙」が白黄く白茶と差がみられた。これらの紙色は填料の米粉の多寡<sup>たか</sup>や、原料処理をどれだけ丁寧に行っているかが影響していると考えられる。「色半紙」は「色諸口」と同じく、公用の「淡茜色」に染色されており、ごく薄いものから、茜色の強いものまで幅があった。

「白半紙・色半紙」とともに、原料の楮繊維の塵取り・洗浄・叩解がよく行われ、不純物や樹皮片、漉きムラが少なく比較的高品質であった。米粉の添加量には多いものから少ないものまで差が見られた。また、繊維の方向が縦に流れるもの、裏面に刷毛目跡が観察されるものが多く、諸口紙同様に流し漉き・板干しが行われたことを示す。

簀目・糸目とも肉眼で容易に観察される。一寸当たりの簀日本数は平均二三・六本で、萱<sup>かや</sup>より細かい竹簀を密にして用い

たとみられる。これは諸口紙より薄く漉くためであり、この薄さによって質感は諸口紙より若干柔らかいものとなる。糸目幅の平均値は四五・六mmとなり、全国的にみてもかなり幅が広いという特徴が見られた。

以上、料紙調査の結果を踏まえると、文献資料だけでは実証性に乏しかった、次の二点を改めて裏付けることができた。一つ目は、文献上「諸口」「半紙」と呼ばれる紙の特定である。この二紙種は、原料・填料・抄紙法など基本的には共通性がある紙であった。しかしながら、両者には縦が約四cm、横が約一一・五cmの差があるなど、大きさ、厚さにそもそも明確な相違があり、江戸時代の人々にとっては、顕微鏡などなくとも、外見上識別が可能な別種の紙であったことが確認された。

そして最も重要なのは、従来、「淡茜色の公用紙」とひと括りにされていたものが、文献の記述通り、「色諸口」と「色半紙」の二種類あったことを明らかにしえたことである。二紙種がある以上、各々が区別され、何らかの役割があったことが当然推測される。

料紙調査によって、「色諸口」と「色半紙」のみならず、「白諸口」と「白半紙」を加えた、四種類の紙が出揃ったことになる。次章では、これらが藩の行政文書において、どのような機能を果たしたのか明らかにしていきたい。

### 第三章 紙の「記号化」と情報の「可視化」

↳ 大量の文書を捌くインフラ整備 ↳

ここでは「広島頼家関係資料」のほか、「今中文庫」（広島大学中央図書館所蔵）の文書も対象とし、公用紙における四紙種の使い分けを検討する。

今中家は代々浅野家に仕え、特に文政五年（一八二二）から安政元年（一八五四）まで執権（年寄職）として藩政にあたった、今中相親（一七八四〜一八五七）の時代の文書が多く伝来する。「広島頼家関係資料」とほぼ同時代の史料群であるが、頼家にはない紙の用途が見られたため、分析の対象に加えた。

#### (1) 色諸口・色半紙の用途〔下達文書〕

##### 色諸口

公文書正文

〔形態〕 縦紙（注6）・折紙・半切紙・付箋様・縦帳）

##### 色半紙

公文書正文〔形態〕 半切紙・縦切紙）

公文書包紙〔形態〕 縦紙・縦半裁紙）

まず、「色諸口」「色半紙」の用途を簡潔に述べれば、藩庁

や藩営の諸機関から藩士（村役人も含む）へ発給された、「下達文書の用紙」と言える。「淡茜色」は通達・触書などの下達文書の真正性を担保し、繰り返しとなるが、上からの命令や指示がきたことがひと目で分かる。

重要なのは紙が形態（縦紙・折紙・半切紙・付箋・帳面など）と結びついて、それぞれの用途を細かく表している点である。例えば、登城命令は図1の③のように、「色諸口・半切紙」で行われるのが通例である（写真2）。また、藩主一家へ献上物の命令が今中相親のような年寄職へ出る場合、図1の②のように「色諸口・折紙」で到来し、献上物が滞りな

図1 色諸口紙の形態

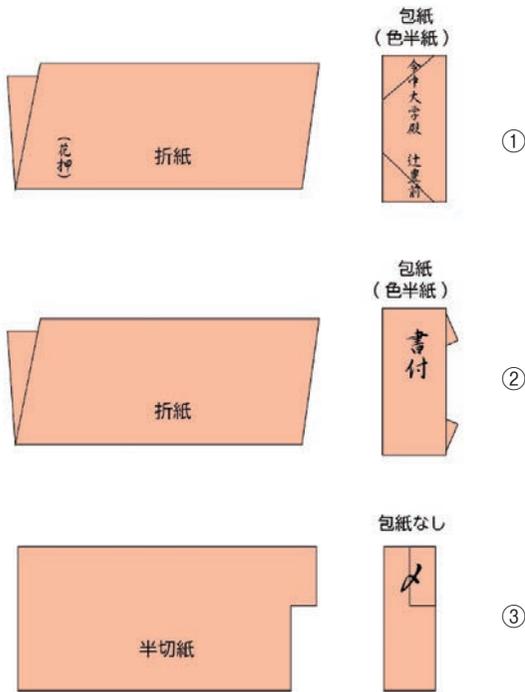
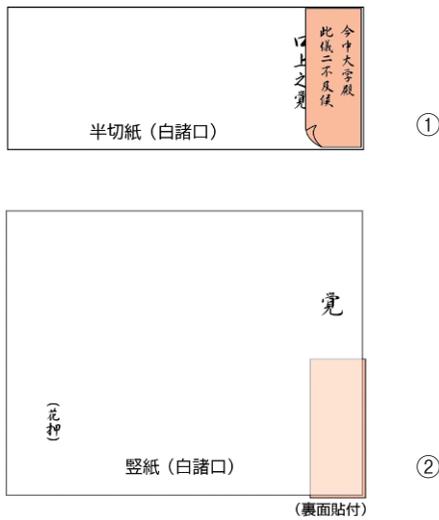


図2 白諸口紙に「付札」の用例



く披露されると、その旨が①で通知される。違うのは、色半紙による「包み方」である。①は花押がなされ、より厚札な書状様式の文書の包み方であり、②は藩主の上意を伝えるだけの命令口調の文書の包み方なのだ。

さらにユニークなのは、図2の色諸口による「付札機能」である。これは、藩士からの伺書(図2の①)や願書(同②)へ、簡易な回答や指示を付箋様の色諸口紙で行うものである。藩士からは日々、膨大な問い合わせが行われたに違いない。それに対して上位役職者は、別個に文書を作成する手間を省略し、「付札」をもって指図を伺書などの端に貼付し、差出人へ返却するという優れた文書処理であった。

その他、「色半紙」には写真3のように、藩直営の材木場・

絹座きぬのぞ発給の簡易な領収書に使用された例が認められた。同じ藩発給文書であっても、通達類より格下の案件に用いられたのが「色半紙」といえよう。

(2) 白諸口・白半紙の用途〔上申文書〕

白諸口

家臣の願書・伺書・申請書〔形態…縦紙・半切紙〕

日常業務の用紙〔形態…半切紙・帳面〕

白半紙

願書・伺書・申請書の包紙〔形態…縦紙・縦半裁紙〕

日常業務用紙・村役人願書〔形態…縦紙・半切紙・帳面〕

「白諸口」と「白半紙」の用途は多岐にわたるが、つまるところ藩士や村役人などから上への「上申文書」と、「通常業務用紙」の二つに集約される。より重要なのは、白諸口を用いた「上申文書」の紙の形態である。白半紙はそれらの提出の際、包紙として用いられる。

図2の①は家臣からの伺書の様式で、「白諸口・半切紙」が用いられた。伺書の内容は婚姻・養子縁組から、隠居願や公務での失態による進退伺まで幅広いが、内々に許可されるか否かを前もって尋ねるものである。これに対して、図2の②は願書の様式であり、「白諸口・縦紙」を使用した。家臣

の跡継ぎの元服や御目見などの重要儀式、移動や湯治休暇願、足袋着用など身分格式に関する願いなどがこれに相当する（写真4）。ただし、いずれも願書差出の前に伺書で了解を得ており、認可されることが既定の案件である。また、願書ではないが、役職に就いた際の誓紙もこの様式を用いた。

紙には堅紙より半切紙の方が略式というルールがあり、まず簡略な半切紙によって内々に伺いをたてたのだろう。そして、先述の「付札（色諸口）」での許可を経たのちに、正式な願書を堅紙で提出するという、紙の形状の差を利用した申請システムとなっているのだ。

「日常業務用紙」にも多少触れておこう。藩士同士の業務連絡には白諸口・白半紙のいずれも半切紙が用いられた。役所の帳面類は長期保存性が求められるものには白諸口、簡易な手控類には白半紙と区別がある。また、庄屋などの村役人から藩への嘆願書は必ず「白半紙・堅紙」の様式が用いられ、藩士の願書（白諸口・堅紙）とは、厳格な区別があることがうかがえる。

以上の用例から、広島藩の公文書はまず紙の色によって大きく二つに分類できる。「淡茜色」の用紙による上層部からの「下達文書」、白色の用紙による家臣からの「上申文書」である。これは、文書の伝達方向が役所内で誤ることがないよう、色によって大量の文書が仕分けされ、その経路が整備

されていることにほかならない。また、文書の内容に応じて、紙の形態や包み方を細かに変えていることから、紙のある種の「記号」として用い、情報の軽重を「可視化」しているという評価もできるだろう。

## 第四章 デジタル化社会へ向かう現代にあつて

### 〜 広島藩の「紙」が示唆するもの 〜

以上、広島藩が文書伝達を円滑に行うため、二色・二種類の紙によって、どのように藩の情報インフラを構築してきたのか、その一端を述べてきた。私はその特徴を「四つのC」と呼んでいる。

- ① Color-coded network : 色分けされる（識別される）  
文書伝達経路
- ② Credibility of document : （藩の）文書の信用性
- ③ Community spirit : 帰属意識（藩内産紙を江戸・大坂・京都藩邸でも使用）
- ④ Class society : 階級社会（階級・役格によって異なる紙種、書式・様式）

彼ら広島藩のサムライの社会は、「刀の時代」から「紙の時代」へと大きく変化を迫られた。幕府をはじめ、藩内外から押し寄せる膨大な情報や、藩内の行政書類に日々対応せね

ばならず、その量は年々増加の一途をたどっていたことは容易に想像できる。しかしながら、彼らは「紙」という素材を徹底的に展開・活用し、円滑な情報伝達システムを構築すべく果敢に挑戦した。

諸口紙と半紙の研究を通して、筆者が何より驚きだったのは、たつた二種類の紙の寸法や厚さ、色や形状を使い分け、文書の内容の重要度や、授受者の格式を的確に表していたことである。また、業務の合理化を図るため、諸口紙・半紙という実用的な紙を藩政文書に採用し、「淡茜色」に染めることで、ひと目で識別が可能な公用紙にした、彼らの着想には深く感銘を受けている。

翻って我々の社会は今、「紙の時代」から「デジタル化の時代」へと大きく舵をきっている。好むと好まざるに関わらず、サムライたちと同様にこの変化に果敢に挑戦し、誰にとっても平等で、優れた情報社会を築いていかねばならない。先に挙げた「四つのC」は、現代の我々にも幾つかのヒントを与えてくれている。

例えば、特殊なフォントや色によって瞬時に識別できる行政メール、文書や情報の信用性を担保する独自の「デジタル包紙」や開封方法、組織内の帰属意識を利用した情報セキュリティの開発などである。四つ目のCの「階級社会」は現代にそぐわないが、マイノリティの人々をはじめとする、様々

なコミュニティに適した情報伝達の在り方を示唆するものになりたい。

我々の生活に、今後隙間なく徹底的に入り込んでくるデジタル・ネットワークは、サイバー攻撃や自然災害には脆弱な一面を持ち合わせているのもまた事実である。そんな時、幸いにも我々は二色のA4・B5の紙さえあれば、広島藩の情報伝達の方法を再現することができるのだ。

そのような、時代を経てもなお応用可能な、人類の「英知」を次世代へ継承することが、歴史を学ぶ意義であり、基礎研究の価値であると私は信じている。

注・引用文献・参考資料一覧

〔注〕

- 1 『広島県史 近世Ⅰ』五四五ページ
- 2 『広島県史 近世資料編Ⅰ』一五七～一六〇ページ
- 3 『広島県史 近世資料編Ⅰ』三七五ページ
- 4 『広島県史 近世資料編Ⅳ』一〇〇～一〇四ページ
- 5 『広島県史 近世Ⅰ』五四〇ページ
- 6 縦横に裁断されていない、フルサイズの紙のこと。

〔引用文献〕

- 『広島県史 近世Ⅰ』（広島県、一九八一）
- 『広島県史 近世資料編Ⅰ』（広島県、一九七三）
- 『広島県史 近世資料編Ⅲ』（広島県、一九七三）
- 『広島県史 近世資料編Ⅳ』（広島県、一九七五）
- 久米康生『和紙文化辞典』（わがみ堂、一九九五）
- 『精選版・日本語大辞典』（小学館、二〇〇六）

〔参考資料〕

- 1 【諸役所の料紙使用につき定】（「吉長公御代記」巻十四上）  
覚

一 常々用之儀ニ付而、諸役人書通し料紙諸口を相用、其外覚書類をは半紙を可用候、江戸・京都・大坂等に罷在候役人共方へ用之書状判形仕候共、他所へ不出候儀ニハ諸口を用ひ、覚書ハ諸口半紙之内有合申候方を用可申候、件之所々より当地へ差越候ニハ、尚以諸口半紙ニ而も判形仕可差越之事

付、江戸・京都・大坂他国之者へ書状遣候時ハ杉原之類にても書認可遣事

一 上へ献上物仕候歟、又ハ安否為相伺候或ハ祝儀に書状差出し等之節ハ杉原類ニ認可申候、尤一家中并奥方付へ書通仕

候時ハ、常々とても料紙之儀、只今迄仕来り之通りに可仕事

一 家中之者共願出一同に諸口ニ相調、口上書差添候ハ半紙に調可差出候、并常々家中之書通諸口・半紙之類を用、他所之一家・親類・縁者へ遣申候書通ハ杉原にても可相用候、同家中之者へは他国へも諸口・半紙を用可申事

一 家老共自用ニ付、役人共方へ家来共ハ半紙等遣候ハ諸口を用不苦事

一 寺社・町新聞・郡方諸品之願出調候紙ハ、只今之迄之通弥鹿抹成料紙可用之、勿論三原より之願出も可為同前事右之通可相心得候、乍然常々之用紙ハ諸口・半紙ニ限らず何紙ニ而も心次第に致し、銘々勝手に能候料紙可相用候、紙ハ不断入用之ものに候へハ、勝手之為ニも可成と相極事ニ候へハ此旨可相知候、以上

正月十二日

（以上、『広島県史 近世資料編Ⅲ』三九五～三九六ページ）

2 【諸用紙の使用に関する達】（「吉長公御代記」巻二十二下）

一 諸勘定物・諸目録・諸切手・諸証文・願書等之類、重而見合ニも可相成物之者、諸口紙ヲ可相用事

一 封じ上包紙等并当分之書付等者、都而半紙ヲ可相用事右之通町中向後可相心得候、已上

十二月

五組江

俟約ニ付別紙之通可申旨被仰出候条、町中末々迄堅可相守者也

十二月

御奉行

竜神左衛門殿

明石弥一右衛門殿

（以上、『広島県史 近世資料編Ⅲ』五二七ページ）